

小田原ゴルフ倶楽部 日動御殿場コース競技規則

令和4年4月1日改正

第1条（総則）

当倶楽部の公式競技会（以下競技会という）の運営に関わる全ての事項は、当競技委員会（以下委員会という）が裁定する。

第2条（参加資格）

競技会参加資格は、年会費を完納しJGA方式による当倶楽部正式ハンディキャップを有する個人・法人記名会員とする。

また、特に制限のある競技会を除き、ハンディキャップ（以下ハンディという）30迄とする。

第3条（申込手続）

競技への参加は事前の申し込み手続（以下エントリーという）を必要とする。

エントリーは別に定める場合を除き、競技開催の3ヶ月前より開始し、原則として定員になり次第締め切る。

なお、期日前に締め切り又は変更することがある。

第4条（競技の不成立）

競技会の参加者の人数が12名に満たない場合、その競技会是不成立とする。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。

第5条（競技会区分）

1) アンダー・ハンディ競技

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| イ 月例競技会 Aクラス | HDCP 15迄 |
| ロ 月例競技会 Bクラス | HDCP 16~30迄 |
| ハ A・B合同競技会 | HDCP 30迄 |
| ニ 理事長杯 | HDCP 15迄（2R・36H） |
| ホ グランドシニア選手権 | HDCPC18迄（1R・18H）その年に満年齢70歳に達する者以上 |

2) スクラッチ競技

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| イ クラブ選手権 | HDCP 15迄（3R・54H） |
| ロ シニア選手権 | HDCP 18迄（2R・36H）その年に満年齢60歳に達する者以上 |
| ハ ミッドシニア選手権 | HDCP 18迄（2R・36H）その年に満年齢65歳に達する者以上 |

第6条（クラブ選手権の参加資格）

クラブ選手権への参加資格は、当該競技会のエントリー時点において、参加資格を有するハンディの取得者とし、競技会当日から遡り、1年以内の競技会に1回以上参加しており、かつ、3ヶ月以内に正規のラウンドを終了した当倶楽部のスコアカードを1枚以上提出しておかなければならない。

第7条（アンダー・ハンディ競技の参加資格）

アンダー・ハンディ競技の参加資格は、競技会当日から遡り3ヶ月以内に正規のラウンドを終了した当倶楽部のスコアカードを1枚以上提出しておかなければならない。なお、理事長杯の参加者資格は原則としてハンディ15迄であるが、ハンディ16以上であっても、ハンディを15として参加することができる。

第8条（申込後のハンディの変更）

ハンディにより参加資格を特定する競技会にエントリーし、開催の直前に自己のハンディが変更になり、しかも同日に自己の新ハンディに該当する競技会が行われない場合は、新ハンディをもってエントリーした競技会に参加することができるが、使用ハンディはその参加クラスのハイハンディ迄とする。この時入賞資格を失うことはない。なお、同日に自己の新ハンディに該当する競技会が行われる場合は、エントリーした旧ハンディに該当する競技会への参加はできない。（本条の反則は入賞資格及び成績順位権を失う）

第9条（ティーマーク）

ティーマークは委員会が特別に定める場合を除き紫マークとする。なお、5大競技会（クラブ選手権、理事長杯、シニア選手権、ミッドシニア選手権、グランドシニア選手権）については、チャンピオンティーマークとする。

第10条（使用球）

競技に使用する使用球の規格は、ゴルフ規則の公認球リストの条件による。（本条の反則は競技失格となる）

第11条（使用クラブ）

競技に使用するクラブの規格は、ゴルフ規則の適合クラブの条件による。（本条の反則は競技失格となる）

第12条（時間の制限）

1) 競技参加者は、指定されたスタート時刻の30分前迄に競技者名簿に署名しなければならない。

（本項の反則は競技失格となる）

2) スタート（ハーフターンのスタートを含む）予約時刻の5分前までにティグラウンドに到着しなければならない。

（本項の反則はストロークプレーでは第1ホールで2打ペナルティーとなる）

3) 不当の遅延については、2回目までは警告とし、3回目はその組全員に2打ペナルティーとする。

第 13 条（組み合わせ）

ストローク競技会においては、1 組 3 名以上の競技者を要する。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。

第 14 条（プリファードライ）

コースの状態により、委員会が指定した競技会のプリファードライについては、ジェネラルエリア 6 インチプレスとする。

第 15 条（棄権）

競技会途中で棄権した場合は次回の競技会の参加資格を失う。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。

第 16 条（クラブハウスへの立ち寄り）

競技中、特別な指示がある場合を除き、競技の進行を妨げない限り 9 ホール終了後クラブハウスに立ち寄ることができる。

第 17 条（委員会の権限）

- 1) 委員会は必要に応じて組み合わせおよびスタート時刻を変更することができる。
- 2) 委員会は必要に応じて審判員を選任することができる。
- 3) 委員会は競技参加者の人数、その他競技会進行条件により「パス」を要求しうる。
- 4) 委員会は必要に応じ特別競技規則又はローカルルールを制定しその都度クラブハウス内に掲示する。

第 18 条（アテスト）

競技参加者は競技終了後、直ちにマーカのアテストを受け、自筆で署名したスコアカードを提出箱に投函しなければならない。

（本条の違反は競技失格となる）

第 19 条（順位の決定）

- 1) アンダー・ハンディーストローク競技会におけるタイ・スコア者の順位決定は、委員会が別に定める場合を除き、下記の方法により順位を決定する。
 - 1) ローハンディキャップ上位とする。
 - 2) 年長者を上位とする。
 - 3) マッチング・スコアカード方式とする。
 - 2) スクラッチ競技会におけるタイ・スコア者の順位は、委員会が別に定める場合を除き、下記の方法により順位を決定する。
 - 1) 予選・準決勝のタイが生じた場合、1 番 10 番スタート共、18 番からのマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
 - 2) 第 1 位がタイの場合、即日委員会の指定するホールにおいてサドンデス方式のプレーオフにより優勝者を決定する。
- ※マッチング・スコアカードは 18 番より最終 9 ホール、最終 6 ホール、最終 3 ホール、最終ホールの順でスコアを比較して決定する。

第 20 条（表彰式）

競技入賞者は成績発表並びに賞品授与式に出席しなければならない。但し、月例競技会において表彰式は行わない。

第 21 条（競技参加料）

競技参加料は次の通り定める。

- 1) 競技参加料 ¥2,000 + 消費税
月例競技会、開場記念杯、グランドシニア選手権、ラストコール杯、チャンピオンズ杯、新年杯
- 2) 競技参加料 ¥3,000 + 消費税
予選競技を有する競技（クラブ選手権、理事長杯、シニア選手権、ミッドシニア選手権）

第 22 条（不参加時の競技参加料）

エントリーし、前日までに届出なかった競技不参加者又は当日棄権をした参加者はエントリーフィーを納入するものとする。

第 23 条（部外者）

競技会は委員会が特に承認した場合を除き、競技会不参加者との同伴競技を認めない。

第 24 条（中止・順延）

天変地変や降雪等によりコースコンディションが著しく悪化した場合、又は雷情報等により競技会の進行が不能となった場合は、委員会の決定により、規定のホールの短縮（9 ホールにて打ち切り順位を決定する）若しくは競技会の中止順延することがある。なお、5 大競技会順延の場合は、予選、準決勝および決勝とも委員会により決定する。

第 25 条（裁定）

本則はその他の規定に拠るも、なお疑義のある事項については、委員の協議に基づき委員会が裁定する。

この規定以外の事項については、JGA ゴルフ規則による。

第 26 条（アンダーハンディ競技における特例事項）

クラブハンディ失効者及び競技会当日から遡り 3 カ月以内に正規のラウンドを終了した当倶楽部のスコアカードを 1 枚以上提出していない場合でもハンディキャップを 20%カットすることで参加することができる。